

## インボイス制度について

### 第3回 売手側の留意点①～義務・禁止行為・交付義務の免除等～



今回は前回に引き続き、インボイス制度において売手側が注意すべき事項をお伝えします。

また、令和3年度税制改正のうち、今年以後の年末調整に関する変更点と、すべての事業者に影響がある『電子帳簿保存法の改正』（令和4年1月1日施行）に関する資料を掲載しておりますので、参考にしてください。

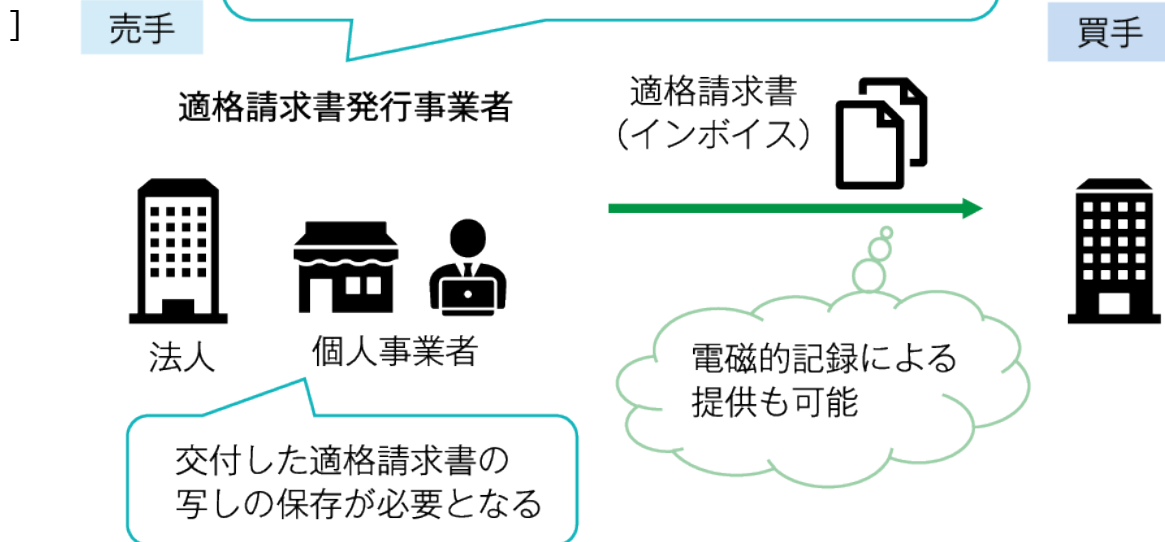
#### 1. 適格請求書発行事業者の義務等

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限る）からの求めに応じて適格請求書（インボイス）を交付する義務がある。

なお、適格請求書発行事業者は、書面による適格請求書等の交付に代えて、適格請求書等に係る電磁的記録を提供することができる。

#### ◆ 適格請求書発行事業者の義務

義務	内容
①適格請求書（インボイス）の交付義務	取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する義務
②適格返還請求書（返還インボイス）の交付義務	返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務
③修正した適格請求書（修正インボイス）の交付義務	交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する義務
④写しの保存義務	交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する義務



## 2. 適格簡易請求書を交付できる事業

適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書（簡易インボイス）」を交付することができる（適格簡易請求書の様式は後日掲載）。

なお、適格簡易請求書についても、その記載事項に係る電磁的記録の提供に代えることができる。

### ◆ 適格簡易請求書を交付できる事業

小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限る）、その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

## 3. 禁止行為と罰則

### (1) 禁止行為

- ・ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が適格請求書又は適格簡易請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
- ・ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書を交付すること。

### (2) 罰則

上記を交付（電磁的記録の提供を含む）した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

#### 4. 適格請求書の交付義務が免除される取引

下記の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除される。

##### ◆インボイスの交付義務が免除される取引

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送  
※3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定する。1商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはならない。
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等  
※小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように、機械装置により単に精算が行われているだけのもの、自動券売機のように、代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの資産の譲渡等は別途行われるようなもの及びネットバンキングのように機械装置で資産の譲渡等が行われないものは、自動販売機や自動サービス機による商品の販売等には含まれない
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

売手

買手

適格請求書を交付することが  
困難な取引



適格請求書  
(インボイス)

交付義務免除

仕入税額  
控除

可

なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年9月6日(No.3669)より一部抜粋